

## 二宮町総合戦略評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町が行う二宮町総合戦略評価システムの運用に関し、行政外部の視点を加えた評価を行うため、二宮町総合戦略評価委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、町が実施する内部評価の結果について、外部の視点から検証及び評価を行い、必要な意見を述べるものとする。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員8名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が依頼する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募の町民

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。